佐賀県告示第382号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 25 年 12 月 10 日から平成 26 年 1 月 9 日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 10 日

佐賀県知事 古 川 康

	\\\ - = 1 B			
道路の種類	道路の区域			
1 1 1		変更前	幅員メー	延長メー
及び路線名	区間	後の別	トル	トル
県道	鳥栖市真木町字赤江 1112 番	後	41.6~	214.0
久留米基山	2 地先から		25.2	
筑紫野線	鳥栖市真木町字赤江 1133 番			
	5 地先まで			
	鳥栖市真木町字赤江 1112 番	前	16.5~	214.0
	2 地先から		16.2	
	鳥栖市真木町字赤江 1133 番			
	5 地先まで			
県道	鳥栖市真木町字七田 1203 番	後	24.2~	730.1
中原鳥栖線	1地先から		15.6	
	鳥栖市安楽寺町字村上 764 番			
	20 地先まで			
	鳥栖市真木町字七田 1203 番	前	11.5~	754.6
	1 地先から		6.9	
	鳥栖市安楽寺町字村上 764 番			
	20 地先まで			